

# 個別規程 IIJ 回線マネージメント/Q サービス

令和 6 年 8 月 1 日現在  
株式会社インターネットイニシアティブ

## 第 1 条(種類)

IIJ 回線マネージメント/Q サービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

| 種類         | 内容   |
|------------|--|
| オフィスタイプ    | QTnet が提供する「BBIQ セレクト」中、「オフィスタイプ 100 メガコース」を利用するもの |
| オフィスタイプ 1G | QTnet が提供する「BBIQ セレクト」中、「オフィスタイプ 1 ギガコース」を利用するもの   |
| ホームタイプ     | QTnet が提供する「BBIQ セレクト」中、「ホームタイプ 100 メガコース」を利用するもの  |
| ホームタイプ 1G  | QTnet が提供する「BBIQ セレクト」中、「ホームタイプ 1 ギガコース」を利用するもの    |

## 第 2 条(最低利用期間)

IIJ 回線マネージメント/Q サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ 回線マネージメント/Q サービス契約」といいます。)における最低利用期間は 6 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

## 第 3 条(利用資格)

IIJ 回線マネージメント/Q サービスを利用するには、当該サービスの利用の申込と同時に当社が提供する IIJ FiberAccess/Q サービス(同じ種類に限ります)の利用の申込を行なうことが必要です。

## 第 4 条(契約内容の変更)

契約者は、IIJ 回線マネージメント/Q サービスの契約内容を変更することはできません。

## 第 5 条(サービスの廃止)

当社は、QTnet が BBIQ セレクト回線の提供を終了した場合、当該回線に対応した IIJ 回線マネージメント/Q サービスを廃止します。

## 第 6 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ 回線マネージメント/Q サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

2 IIJ 回線マネージメント/Q サービスと同時に利用を申し込んだ IIJ FiberAccess/Q サービスが解除された場合には、同日に IIJ 回線マネージメント/Q サービスに係る契約も解除されます。

## 第 7 条(解除後の措置等)

IIJ 回線マネージメント/Q サービス契約が解除された場合においては、当社と QTnet との間における BBIQ セレクト回線に係る契約は解除されるものとします。

2 前条(解除の効力が生ずる日)第 1 項の解除の場合に限り、契約者は前条(解除の効力が生ずる日)に定める解約申込と同時に当社所定の申込書により、当社に対し、当社と QTnet との契約に係る BBIQ セレクト回線の名義変更の申込をすることができるものとします。

## 第 8 条(料金)

契約者が、IIJ 回線マネージメント/Q サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ 回線マネージメント/Q サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

## 第 9 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ 回線マネージメント/Q サービス契約がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

## 第 10 条(料金の減額)

IIJ 回線マネージメント/Q サービスの利用の場合において、BBIQ セレクト回線が全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合においては、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ 回線マネージメント/Q サービス契約の料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

## 第 11 条(技術的事項)

IIJ 回線マネージメント/Q サービスにおける基本的な技術的事項は、別紙 4 のとおりとします。

## 附則

平成 17 年 4 月 1 日施行

この契約約款は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

平成 18 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 18 年 8 月 1 日から実施します。

平成 22 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

平成 24 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

平成 29 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

令和 6 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 6 月 1 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

## 別紙 1 IIJ 回線マネージメント/Q サービスにおける料金等 [第 8 条 関係]

### 1 初期費用

| 種類         | 料金            |
|------------|---------------|
| オフィスタイプ    | 当社が別途契約者に示す金額 |
| オフィスタイプ 1G | 当社が別途契約者に示す金額 |
| ホームタイプ     | 当社が別途契約者に示す金額 |
| ホームタイプ 1G  | 当社が別途契約者に示す金額 |

### 2 月額費用

| 種類         | 料金            |
|------------|---------------|
| オフィスタイプ    | 当社が別途契約者に示す金額 |
| オフィスタイプ 1G | 当社が別途契約者に示す金額 |
| ホームタイプ     | 当社が別途契約者に示す金額 |
| ホームタイプ 1G  | 当社が別途契約者に示す金額 |

### 3 一時費用

- (1) 第 7 条(解除後の措置等)第 2 項に基づく名義変更の申込にあつては、当社が別途契約者に示す金額

## 別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 9 条関係]

### 第 9 条第 1 項関係

IIJ 回線マネージメント/Q サービスの種類に応じ、第 2 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額

## 別紙 3 料金の減額 [第 10 条関係]

### 利用不能時の減額 (第 10 条関係)

QTnet が定める契約約款に基づき、当社が QTnet に対し支払いを要しないこととなった料金額と同額を減額するものとする。

## 別紙 4 技術的事項 [第 11 条関係]

IIJ 回線マネジメント/Q サービスにおける責任分界点は、当社のネットワーク接続装置と契約者の構内ネットワークとの接続点とします。